

重点提案・要望書

長野県町村議会議長会

重点提案・要望書

町村は、長い歴史が育んできた独自の文化を守りながら、国土と自然を守り、食料の安定供給や水資源の涵養など国民生活を支える重要な役割を果たしております。今後もこうした役割を果たし続けていくことが我々に課された使命であります。

しかしながら、急速に進む少子高齢化による人口減少や、基幹産業である農林業の低迷など、町村を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。

また、我が国の経済は、穏やかな回復基調が続いているものの、依然個人消費は低迷しており、実態を伴う本格的な回復軌道に乗っているとは言い難い状況にあることから、地域経済の活性化を図り、今後その成果を地域の隅々まで広げ、元気な地方を創るしっかりとした対応が必要とされています。

このような課題が山積するなか、町村では地方創生の実現に向けてそれぞれ独自の創意工夫のもと日々絶え間ない努力を重ねております。「戦略策定」から本格的な「事業展開」に取り組む段階を迎えた今、我々町村は相互の連携をより一層強化し、住民の一人ひとりが、豊かさとゆとりを実感できる安心・安全な地域づくりを進めるため、全力を尽くす決意であります。

住民の意見を代表する機関である町村議会が、将来にわたり住民の期待に応え、その機能を十分に発揮していくためには、議会の自主性を高め、自らの判断により権能を行使できる議会を構築するとともに、町村自治の確立とその前提となる財政基盤の強化が不可欠であることから、別記事項について、長野県町村議會議長の総意として要望いたしますので、来年度の施策・予算に反映いただくようお願い申し上げます。

平成28年11月25日

長野県町村議會議長会

会長 久保田 三代

重点提案・要望項目

1	議会の機能強化	1
2	一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進	3
3	情報化施策の推進	6
4	地域医療・保健体制の充実	8
5	野生鳥獣被害対策の推進	11
6	観光振興対策の推進	13
7	道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実	14
8	河川の整備促進	17

1 議会の権能強化

＜提案・要望内容＞

- 1 住民の代表者であり、団体意思の決定、執行機関の監視の役割を果たす地方議會議員の職責・職務について、法律上明確に位置付けること。
- 2 二元代表制の下では、議会の招集権は本来、議会側にあるべきで、必要に応じて議会を機動的に開催できるよう、議長に招集権を付与すること。
- 3 条例・予算に係る一般再議権について、特別多数議決を単純多数議決に改めること。
- 4 議会の政策立案やチェック機能を強化するため、独立した議会事務局体制とするよう法律に規定すること。

＜現況・課題＞

地方議會議員は、住民の直接選挙により選ばれていながら、その職責・職務についての地方自治法の規定がなく、議員の活動について住民の理解が得られないことがあります。また、本会議や委員会に出席することだけが議員の活動ではなく、日常の中での調査研究や住民の意思把握のための諸活動も同様に議員活動であると明確にすべきあります。

これにより、議員としてもより積極的に活動ができる環境が整う等の効果が期待できます。

平成 18 年の地方自治法（以下「法」）改正により、議会運営委員会の議決を経て議長が長に対し臨時会の招集を請求できることとなり（法 101 条 2 項）、また、平成 24 年の同法の改正により、議長と議員からの招集請求に対して長が臨時会を招集しないときは、議長が招集することができることとなりましたが（法 101 条 5・6 項）、あくまで条件付きであります。

地方公共団体の同じ住民から選ばれた、議会と長という二元代表制でありながら、議会が活動するためには長の招集がなければならず、議会の自律性の観点からも権能が制限されています。

議長に招集権を付与することにより、議会が自ら必要と判断する時期に機動的に活動ができます。

地方公共団体の行政運営において、議会と長が異なる立場をとっている場合に、執行の責任者である長に対して、議決の効力を停止し、議会に再考を求める権限を与えるのが一般再議制度（地方自治法（以下「法」）176条1項）であります。これは議会の議決が執行上一定の効果を生ずるため、そのような効果が生ずることへの対抗手段として、これまで条例及び予算に限って長に認められておりました。

議会が同一の議決を行うためには3分の2以上の多数が必要でありましたが、平成24年の法改正により、一般再議の対象が総合計画など条例・予算以外の議決事件まで拡大し、これらは再議決要件が過半数とされました。

しかしながら、条例・予算については未だ再議決には3分の2以上の多数が必要であります。これを過半数とすることで、執行と議決の均衡が保たれることが期待されます。

町村の議会事務局は、地方自治法（以下「法」）において「条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。」（法138条2項）と規定されており、必置ではありません。また、地方公共団体の職員については原則として長が人事権を持っており、財政状況や長の政策により議会事務局職員数にも影響があります。

このため、議会事務局は執行部から独立した機関であることを法に規定することで、議会事務局が中立公正の立場で議会活動を支えることが可能となります。

2 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進

<提案・要望内容>

1 実効性のある地方創生への取り組み

- (1) 地方創生推進交付金について、町村における新たな発想や創意工夫を活かした地方創生の推進に資する事業に対し、ハード・ソフトなどを問わず柔軟に活用できるよう、自由度の高い交付金とするとともに、手続きを簡素化し、その規模を拡充すること。
また、少なくとも当面の5年間を見据えて施策展開を図ることができるよう継続的な交付金とすること。
- (2) まち・ひと・しごと創生事業費について、引き続き十分な額を確保するとともに、町村が着実に執行することができるよう、まち・ひと・しごと創生事業費とは別に、その町村の財政規模に配慮した地方財政措置を確実に講じること。
- (3) 定住自立圏の中心市要件を満たす都市がない圏域において、連携協約を締結して定住の受け皿づくりに取り組む町村に対する財政支援措置を創設すること。

2 人口減少対策の推進

- (1) 地方から東京圏への人口流出（特に若い世代）に歯止めをかけ、東京一極集中を是正するため、政府機能、本社移転等を、引き続き推進すること。
- (2) 市町村が地域の実情に応じ、子育て支援サービスを安定的に実施できるよう、「子ども・子育て支援新制度」の量の拡充や質の改善を図るとともに、恒久的な財源措置を講じること。
- (3) 地方公共団体が行う先駆的な取り組みを支援する「地域少子化対策重点推進事業」について、地方からの意見等を踏まえて本制度を検証したうえで、地方が地域の実情に応じて取り組む様々な対策を支援する

ため、採択要件の緩和や総額を拡充するとともに、恒久的な財源を確保すること。

(4) 大都市圏から地方への人口還流を促進し、地域の活性化を図るため、移住交流者の受け入れ態勢支援を充実すること。特に、高齢者の移住の受け入れについて、受け入れ町村の財政負担に配慮した仕組みを構築・充実すること。

3 人口定着に向けた地域経済・雇用対策の推進

(1) 地域資源を活用した新たなビジネスによる地域雇用の創出を図るため、地方創生に関連した創業・立地や6次産業化等の施策に対する支援を充実させるとともに、必要な法整備を行うこと。

(2) 地域の活性化を図るため、商業基盤の整備や空き店舗の利活用など、地域コミュニティの再構築を含めた、商店街の活性化に対する支援の拡充を図ること。

(3) 外国人研修・技能実習制度について、それぞれの地域における労働環境や業種を踏まえた制度となるよう、継続期間の算定方法などの見直しを行うこと。

＜現況・課題＞

今、我が国が直面している少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、更には将来にわたる成長力を確保することは、国と地方がともに総力を挙げて取り組むべき最重要課題であります。

我々町村においては、かねてより地域の実情に応じた人口減少の克服と地域の活性化に取り組んできましたが、国の地方創生の流れの中で、昨年度「地方版総合戦略」を策定し、その地域の実情に即した具体的な地方創生への事業展開を推進しているところであります。

町村が策定した総合戦略を長期的視点において実施し、その成果を達成するためには、国や県、地域間の緊密な連携・協力とともに、町村が主体的に実施する施策を財政的・制度的に支援する国の役割と、弊害となる規制や省庁間の縦割りを廃し、地方の目線に立った真に実効性の伴った政策を速やかに実施することが必要であります。

更には、地方創生の効果を日本全体に波及させるためには、新たな

連携等からの横展開により相乗効果を生み出すことが重要であり、広域連携基盤の強化や推進のための支援体制の強化や政策展開が必要であります。

我が国においては、急速な少子化が進んでおり、世帯規模の縮小や地域社会の活力の低下衰退、生産年齢人口や労働力人口の減少などから、経済成長へのマイナスの影響や、社会保障負担に対する現役世代の負担の増大が懸念されております。

人口減少を克服し、少子化に歯止めをかけるためには、大都市圏の一極集中を是正し、地方への人口還流を促進することが重要であり、国の主導における更なる政策展開と、地方の受け入れ態勢の充実が必要不可欠であり、粘り強い継続した実施を求めるものであります。

また、人口減少対策の一環として、結婚支援、ワークライフバランス、男女共同参画社会とともに、子育ての価値や魅力についての啓発活動などの、総合的な施策を推進する必要があります。地方が、地域の実情に応じて、出会いから、結婚、妊娠・出産、子育て、雇用対策を含めた総合的な対策を中期的に展開していくためにも、国においては、地方が独自に行う様々な取り組みに要する財源を継続確保するなど、積極的な支援が望まれております。

昨今の国の経済情勢は、これまでの長期にわたる景気の低迷から緩やかに回復しつつあるものの、農山村地域等における農林業や商工業は、過疎化・高齢化の進行等により、著しく衰退しているのが現状であり、地域資源を活用した新たなビジネスによる地域雇用創出や、地域コミュニティ拠点としての役割を持つ中小小売店や商店街などの地域産業の再生が必要であります。

活気ある農山村地域を取り戻し、地方創生の観点である「稼ぐ力」、「地域の総合力」、「民の知見」を引き出すため、計画に基づく地域の主体的な取り組みに対し、財政面や制度面での積極的な支援を求めるものであります。

外国人研修・技能研修制度について、営農形態の特殊性等により連続期間の技能実習が困難である場合、技能実習2号への在留資格変更の条件である1年間が継続できず、制度活用による技能等の習熟に至らないのが現状であります。

3 情報化施策の推進

<提案・要望内容>

1 市町村の情報システムの共同化支援

市町村が行う情報システムの共同化（基幹系・内部情報系）にあたっての共通運用経費に対し、財政支援を講じること。

2 社会保障・税番号制度の円滑な導入

(1) 番号制度の運用にあたっては、広く国民に周知し理解を得るとともに、システムが安定的に稼働し、個人番号カードの発行が円滑に進むよう、抜本的な対策を講じること。

(2) 地方公共団体の既存システムの改修をはじめ番号制度の導入・運用にあたっては、町村に超過負担が生じないよう国の責任において財源を確保すること。

(3) 番号制度の導入に伴う既存システム改修の補助については、現在、市町村が進めている基幹系のクラウドシステムの共同化により改修が生じた場合や、既に策定済みの計画等により、今後システム更新や刷新等を行うこととなった場合において、補助金の返還が生じないよう配慮すること。

3 国の制度改正に伴うシステム改修経費への支援

国の制度改正に伴う電算システムの開発・改修について、町村に超過負担が生じないよう国の責任において財源を確保するとともに、制度改正の詳細決定から施行までの準備期間を十分確保すること。

4 情報セキュリティ対策の推進

町村が維持管理、運用する情報システム及び付随のネットワーク等に対するサイバー攻撃は、番号制度の導入に伴い、更に高度化しているが、町村は膨大な住民情報を保有しているため、その機密性を堅持するための技術的・財政的支援を講じること。

<現況・課題>

町村は様々な情報システムを導入し、更に業務実態や法律等の改正によりシステムを改修し運用しておりますが、情報技術の進歩は非常に速く、行政職員と業者の専門的知識の格差が広がる等の理由により、システムの保守・運用を同一業者に長期間依存し、結果、経費は高止まりし、経費は年々増加している状況であります。運用等経費の削減、業務負担の軽減には、国が推進する自治体クラウドの導入が有効であり、更に情報システム（基幹系・内部情報系）の共同化の推進や運用に対して、更なる財政支援等を求めるものであります。

社会保障・税番号制度は、国による情報基盤整備であり、広く国民に周知し理解を得るとともに、個人情報保護やセキュリティ対策が万全な中での運用が大前提であり、そのために町村が行う既存システムの改修や、また運用経費については全額国が負担するべきであります。しかし、総務省・厚生労働省から公表されている社会保障・税番号制度システム整備補助金の交付要綱等では、対象経費によっては補助率設定があり、町村の超過負担が生じる恐れがあることから、国の責任による財源措置が必要であります。

国策により進められる地方公会計の整備促進や国民健康保険制度改革等により生じる町村の情報システムの開発・改修に対しては、日本全体として進められる施策であることから、国の責任において財源を確保し、町村に超過負担が生じないことを前提に推進する必要があります。また、システムの安定稼働と品質を担保するには、導入・改修時において制度を適切に把握した上で要件定義し、漏れなく着実に構築していくことが重要であり、そのためには、制度改革の詳細決定後、施行されるまでの準備期間を十分に確保する必要があります。

町村では、システムやネットワーク等を維持管理・運用し、住民に対するサービスを提供していますが、日々多様化するサイバー攻撃は、番号制度の導入に伴って更に複雑化を増しております。町村の扱う住民情報は膨大であり、その機密性堅持のために、町村に対する更なる技術的、財政的な支援が必要であります。

4 地域医療・保健体制の充実

<提案・要望内容>

1 医師の確保

地域医療機関の医師不足が深刻であり、地域別、診療科別の医師の偏在を是正するため、中小公立病院を中心に適正な配置が行えるよう、一定期間、医師不足地域への勤務を義務付けることや、女性医師がライフステージに応じて働き続けることができるよう、保育や再就業の支援の拡充等に取り組むこと。

また、産婦人科医のように医師不足が深刻な診療科や地域の特性に配慮した、より適切な診療報酬上の評価を行うこと。

2 保健師等の確保

保健師、助産師、看護師等の養成・確保を図るとともに、働き続けられる就労環境の整備を促進し、職場への定着化を図ること。

また、復職支援や再就業対策について適切な措置を講じるとともに財政的支援を充実すること。

<現況・課題>

高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、医療サービスに対する需要の多様化、医療技術の高度化等を背景に、医師の育成、確保が求められています。

このような中、本県の医師数の状況を見ると、医師総数自体は緩やかに増加していますが、全国順位では 31 位と依然低く、都市部に医師が集中する地理的偏在が顕著であり、地域の拠点病院・診療所等において医師が不足しております。特に産婦人科については、平成 27 年 3 月上旬から市立大町総合病院にて分娩の取扱いが休止となり、平成 28 年 4 月からは飯山赤十字病院においても分娩の取扱いが休止となりま

した。市立大町総合病院においては分娩の取扱い休止から7ヶ月後に再開となりましたが、飯山赤十字病院においては再開の日途が立っておりません。地元の地域での出産ができない状況が相次いで発生し、深刻な事態となっています。

については、国において、医師不足地域に十分配慮したきめ細やかな制度を講じるなど、実効性を高めるような仕組みを早急に構築することが必要であります。

また、高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、保健医療サービスに対する需要の多様化、医療技術の高度化等を背景に、医療従事者の育成、確保が求められています。医療従事者数の状況を見ると、本県は全国的に高い水準にありますが、偏在が顕著であり、小規模町村の拠点病院・診療所等においては、医療従事者が不足している状況であります。

については、国において、医療従事者不足地域に十分配慮したきめ細やかな施策を講じるとともに、医療従事者の養成確保と勤務環境の改善が必要であります。

＜町村における診療科別の医師数及び不足医師数の状況＞

内科・外科・麻酔科・救急科などの医師不足は、手術や入院患者への対応に支障がでているほか、在宅患者への十分な診療を行えない状況。

また、特に深刻な小児科・産婦人科の医師不足は、少子化をより一層加速させる要因であり、人材の確保は喫緊の課題。

＜長野県の医師数＞

医療施設従事医師数の年次推移

(単位：人)

年 度	H16	H18	H20	H22	H24	H26
医 师 数	4,019	4,159	4,264	4,412	4,508	4,573
対人口 10万人①	181.8	190.0	196.4	205.0	211.4	216.8
(全国の対人口 10万人②)	201.0	206.3	212.9	219.0	226.5	233.6
全国平均との差(①-②)	▲19.2	▲16.3	▲16.5	▲14.0	▲15.1	▲16.8
全国順位	35位	33位	33位	33位	31位	31位

＜町村における病院・診療所の医師の状況＞（H24年9月調査）

（1）診療科別の医師数及び不足医師数【8病院・32診療所】

内科・外科・麻酔科・救急科などの医師不足は、手術や入院患者への対応に支障がでているほか、在宅患者への十分な診療を行えない状況。

また、特に深刻な小児科・産婦人科の医師不足は、少子化をより一層加速させる要因であり、人材の確保は喫緊の課題。

※産婦人科医の数は人口10万人あたり、全国8.6人、長野県8.9人

24年度	常勤医師 人	非常勤医師 人	不足医師数 人
内 科	53	34	12
小児科	9	6	3
外 科	23	5	6
整形外科	23	10	8
形成外科	2	2	1
脳神経外科	6	6	2
産婦人科	6	2	6
眼 科	2	11	4

24年度	常勤医師 人	非常勤医師 人	不足医師数 人
耳鼻咽喉科	1	3	3
皮膚科	2	2	1
泌尿器科	2	2	2
放射線科	2	0	1
麻酔科	5	2	3
病理科	1	1	1
救 急	8	1	1
合 計	124	77	42

（2）医師確保に向けた町村での主な取組内容

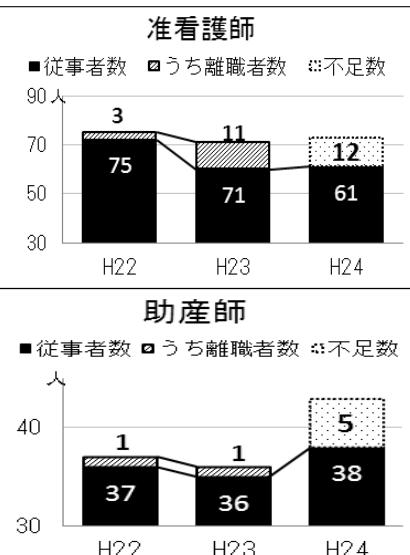
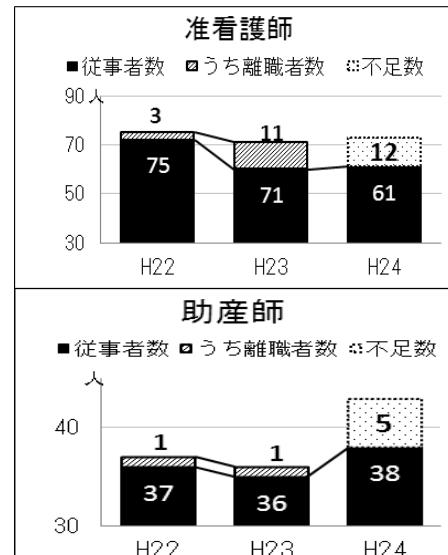
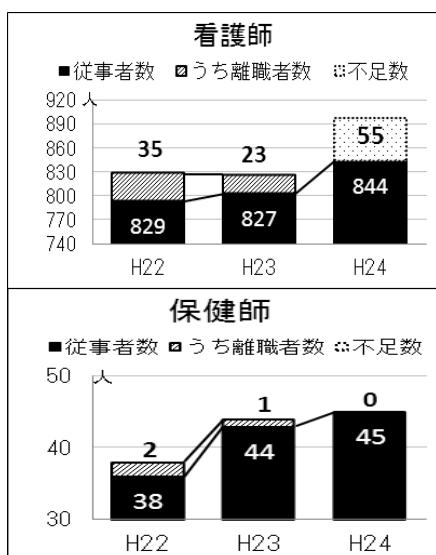
- 県関係機関、民間、大学等と連携した医師等の募集及びホームページ等への広告掲載
- 医師等への業務手当の増額、住宅家賃の負担、院内保育所の運営
- 初期救急受入に要する費用等、また、施設整備・医療機器導入に係る財政支援
- 医師、看護師・保健師等への修学資金貸与制度

＜町村における病院・診療所の状況調査＞（H24年9月調査実施 58町村より回答）

◇看護職員数及び離職者数の推移と不足数【8病院・32診療所】

結婚、妊娠・出産、他病院への転職（過酷な労働条件・労働環境による）等、離職に伴う人材を確保することが困難な状況。

人材不足により十分な医療体制の確保ができず、看護職員への負担が増大している。



5 野生鳥獣被害対策の推進

<提案・要望内容>

1 野生鳥獣被害対策の拡充

野生鳥獣による被害は、経済的損失にとどまらず、農林業従事者の意欲の減退や耕作放棄地の増加要因ともなるため、町村が被害防止計画に基づく取り組みを積極的に推進できるよう、鳥獣被害防止総合対策を一層推進するとともに鳥獣被害対策に関する交付金予算を十分確保すること。

2 国主導による広域捕獲の強化

国立公園や国有林等の国が面的管理をする地域等については、関係地方公共団体との十分な連携のもと、国主導により鳥獣被害対策を講じること。

3 駆除従事者の育成・確保

有害鳥獣捕獲の従事者に対する銃刀法に基づく技能講習の免除を延長するとともに、狩猟者の育成・確保に向けた支援の拡充・強化をはかること。

<現況・課題>

野生鳥獣による農林業被害は減少傾向にありますが、被害額の多くを占めるニホンジカによる被害については、適正な生息密度へ誘導する個体数管理が必要不可欠であります。

これまで町村は、被害防止計画に基づき、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用しながら侵入防止柵の整備や研修会の開催など、地域ぐるみの被害防止活動を進めてきましたが、今後も継続的に被害対策に取り組んでいくためにも、予算の確保が必要であります。

また、改正鳥獣保護法により、野生鳥獣の捕獲対策の強化が図られましたが、引き続き駆除従事者の育成・確保は大きな課題であるとともに、有効な技術の開発や専門家の育成が望まれます。

更には、生息域の拡大を効率的に防止するため、国や他県等と連携した広域的な捕獲対策の推進が必要であります。

<参考>

1 鳥獣被害防止総合対策交付金

(1) 国予算の状況

年 度	H26	H27	H28
予算額	95 億円	98 億円	95 億円

(2) 長野県の状況 (平成 28 年度)

(千円)

項 目	要望額(A)	内示額(B)	B/A
推進事業	81,800	52,505	64
捕獲事業	251,000	161,109	64
整備事業	245,681	142,174	58
合 計	578,481	355,788	62

2 野生鳥獣による農林業被害の状況

(単位:千円)

年 度	H23	H24	H25	H26	H27
農作物被害	852,900	794,203	733,950	706,915	641,800
森林被害	564,780	470,389	414,208	362,562	324,490
合 計	1,417,680	1,264,592	1,148,158	1,069,477	966,290

このほか、農林業被害がもたらす生産者の意欲の減退や耕作放棄地の発生、林木の剥皮による森林の水度保全機能の低下など、金額で表せない被害も深刻である。

3 ニホンジカの捕獲頭数の推移

(頭)

年 度	H23	H24	H25	H26	H27
狩猟捕獲	6,859	6,895	7,495	9,445	4,993
個体数調整	20,308	26,773	32,168	30,061	26,877
合 計	27,167	33,668	39,663	39,506	31,870

4 狩猟者登録数と 60 歳以上の割合

年 度	H22	H23	H24	H25	H26
登 録 数	6,046 件	6,045 件	5,925 件	5,788 件	5,856 件
60 歳以上割合	64%	65%	64%	65%	65%

6 観光振興対策の推進

<提案・要望内容>

1 地域資源を生かした観光振興

町村の特色ある地域資源を生かした観光振興を積極的に進めるため、観光振興事業に対する交付金制度の創設など財政支援を図ること。

2 国際大会開催による地域観光・経済の振興

2020年の東京オリンピック・パラリンピックや2019年のラグビーワールドカップにおいて、訪日客や選手が開催地のみならず多くの地域を訪問できるよう体制や環境を整備すること。また、インバウンド観光による経済振興や、国際交流といった様々な効果が町村等の地域にも波及するよう積極的に取り組むこと。

<現況・課題>

長野県は、豊かな自然、美しい農村風景、歴史や文化、さらには健康長寿の暮らし等、世界に誇れる地域資源を数多く有し、それらに魅せられ国内外から多くの観光客が県内を訪れています。

観光客のニーズが多様化する中で、独自の地域資源を磨き上げ、観光地としてのブランド化を図り、地域の活性化につなげていくことが望まれます。

また、長野県には、雄大な山岳やさわやかな高原、優れた雪質のスノーリゾートや多様な魅力にあふれる温泉など、世界に誇れる素晴らしい山岳高原環境を有し、国内外を問わず多くの観光客や登山者が訪れていますが、近年の登山ブームや観光ニーズの広域化、新たな国民の祝日である山の日の新規制定、平成29年夏のデスティネーションキャンペーンなどを踏まえ、「世界水準の山岳高原観光地の形成」に向け、世界から選ばれる観光地の構築を目指し、県と市町村が連携することはもとより、隣接県等とも連携を図りながら、県全体の振興発展に資するよう観光地づくりを進めていく必要があります。

7 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実

<提案・要望内容>

1 道路の整備促進

- (1) 中部横断自動車道、中部縦貫自動車道、三遠南信自動車道の早期整備を図ること。
- (2) 国道18・19・20・153・158号の直轄事業を着実に進めるとともに、県が管理する国道の整備が促進されるよう必要な財源を確保すること。
- (3) 国道、県道及び市町村道の均衡ある整備促進を図るとともに、町村が必要とする道路整備を計画的に実施できるよう、社会資本整備総合交付金の必要額を確保すること。

2 リニア中央新幹線関連道路等の整備促進

- (1) リニア中央新幹線の開通効果が県内各地に広く波及するよう、アクセス道路やリニア駅の関連施設等の整備促進を図ること。

また、工事期間中の安全対策や環境への影響について十分配慮するとともに、地元自治体の意見を十分勘案するよう、JR東海への指導・監督を行うこと。

- (2) リニア中央新幹線の工事に伴い、住民生活の安全安心を確保するために、地元自治体が実施する環境評価にかかる独自調査や、地元住民からの相談対応等にかかる経費に対し、財政支援措置を講じること。

3 インフラ老朽化対策の充実

- (1) 急速に進む社会資本の老朽化に対して、適切な維持管理や計画的な修繕更新等を着実に実施するとともに、現場を担う人材不足の解消のため、継続的に人材を育成・確保し、長期的・計画的に事業推進できる仕組みを構築すること。

また、町村が老朽化対策を計画的に実施できるよう、

さらなる財政支援の拡充を図ること。

(2) 町村とネクスコ東日本・中日本が連携して実施する高速道の跨道橋の点検・修繕について、計画的かつ円滑に実施していくことができるよう、情報共有に努めるとともに、点検・修繕に係る町村負担の軽減を図ること。

<現況・課題>

道路は、産業基盤の形成や国民生活の利便性の向上、災害時における緊急輸送や救急医療など、欠くことのできない重要な社会基盤ですが、長野県内の道路網は未供用区間も多く存在し、そのネットワーク機能が十分発揮されるには至っておりません。

また、社会資本整備総合交付金の配当額が、要望額に到底満たない状況にあり、道路建設にあたっての用地買収や橋梁の架橋が計画通りに進まない状況となっています。

道路網の整備を「費用対効果」で画一的に捉えることなく、地域の実情を十分考慮し、遅れている町村の道路整備を一層推していく必要があります。

リニア中央新幹線による利便性の向上や経済効果をより広範囲に波及させるためには、長野県内各地から中間駅への幹線道路等の整備や、隣接県との連携を図る必要があります。

また、建設中の工事車両の通過等による周辺の生活環境の悪化や、トンネル工事等による水源への影響が懸念されることから、事業主体であるJR東海に対する管理監督を行う必要があります。

インフラ整備について、地域の生活・産業活動を支える社会資本は、多くが高度経済成長期に整備されており、老朽化が急速に進んでいます。

しかしながら、その社会資本の大半を管理する市町村では、点検・補修業務を担う技術職員が不足していることから、財源の確保とともに、国・県・市町村が情報や技術を共有・協力して老朽化対策を計画的に実施していく必要があります。

<参考>

1 長野県内の道路整備水準

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

○道路延長

高速自動車道	国・県道（指定区間を除く）
317km〔都道府県別 6 位〕 (全国平均 179km)	5, 153km〔都道府県別 5 位〕 (全国平均 3, 430km)

○改良率（車道幅員 5.5m 以上）

国・県道（指定区間を除く）	市町村道
66.1%〔都道府県別 35 位〕 (全国平均 73.0%)	11.1%〔都道府県別 42 位〕 (全国平均 18.2%)

2 リニア中央新幹線の経緯と予定

H23 年 5 月	国土交通大臣、JR 東海を建設・営業主体に指名 同社に建設の指示
H26 年 10 月	国土交通大臣による工事実施計画の認可
H27 年～	リニア駅周辺整備・リニア関連の道路整備
H39 年	東京一名古屋間開業予定

3 橋梁修繕等事業実施状況

(単位：百万円)

	橋梁補修	舗装修繕	点検・計画	道路防災	修繕系計	道路事業費に 占める修繕費率
H23 年度	224	237	159	505	1, 145	18. 2%
H24 年度	681	568	301	993	2, 544	36. 2%
H25 年度	1, 750	652	88	993	3, 484	40. 0%
H26 年度	1, 401	603	587	1, 097	3, 688	41. 1%
H27 年度	1, 682	801	588	1, 239	4, 310	46. 1%
H28 年度	2, 651	1, 928	1, 428	1, 846	7, 853	40. 3

※H23～H26 は精算額、H27 は当初内示、H28 は概算要望額、事業費は社会資本整備総合交付金

8 河川の整備促進

<提案・要望内容>

- 1 護岸整備等、河川の整備促進を図るとともに、十分な予算を確保すること。
- 2 町村が行う防災上必要な準用河川や沢の改修及び維持管理への財政支援等の拡充を図ること。
- 3 地方の意見や実情を十分踏まえ、直轄事業を着実に進めるとともに、洪水時の災害対応等を迅速かつ的確に実施するため千曲川等の河川について国による一元管理化を図ること。

<現況・課題>

長野県は、千曲川、木曽川、天竜川等全国有数の河川を有し、河川延長が長いうえ、急峻な地形と脆弱な地質のため、台風や梅雨、近年多発している局地的集中豪雨などの際には、堤防の決壊や河川の氾濫により甚大な被害を受ける恐れがあります。

しかしながら、河川整備費はピーク時に比べ激減しているのが現状であり、住民の生命や財産を守るため、河川整備は緊急の課題であります。

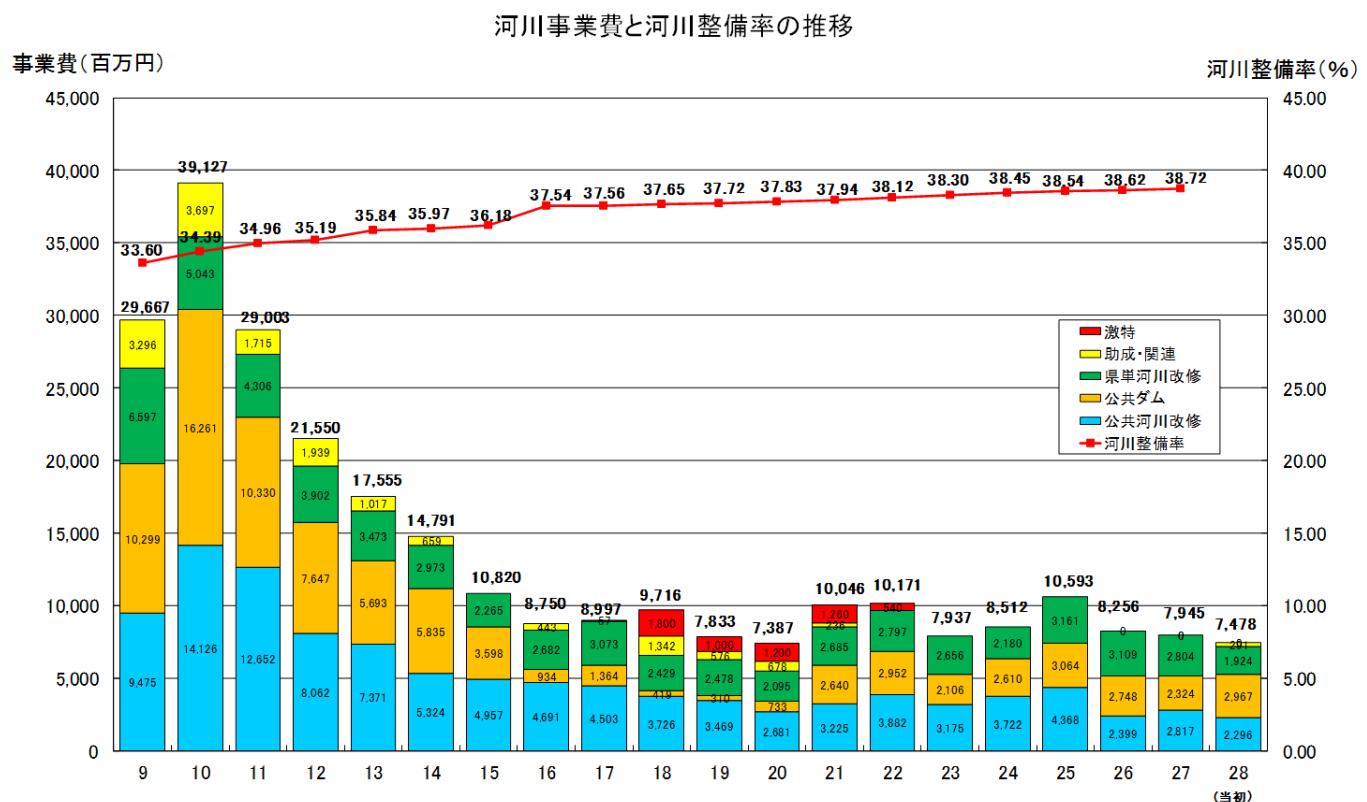
<参考>

県管理河川の整備状況

【整備率(平成27年度末)】

水系名	河川数	延長(km)	整備率(%)
信濃川水系	337	2,547.6	34.33
天竜川水系	279	1,409.8	48.14
木曽川水系	71	531.7	20.77
姫川	23	142.1	72.71
矢作川	12	73.4	68.97
富士川	7	51.3	0.00
関川	7	42.9	69.15
利根川	1	3.9	—
合計	737	4,802.7	38.72

【河川事業費の推移】



【準用河川改修事業】

○交付金事業(補助率 1/3)の採択基準

採択 基準	総事業費：概ね 4 億円以上 24 億円以内
	氾濫被害：農地 60ha、家屋 50 戸、宅地 5ha 以上 他要件あり

○近年での準用河川改修事業実施状況

- ・千曲市：東林坊川 H21～H25 全体事業費 4 億円
- ・長野市：北八幡川 H18～H22 全体事業費 6.7 億円

○町村が管理する準用河川は河川法が適用されるが、小規模な沢などの普通河川は河川法が適用されないため、交付金による河川改修事業を導入できない。普通河川の管理は、市町村の公共物管理条例によるか、条例が制定されていない場合は国有財産法の規定による。